

「労災保険財政検討会」最終報告書(抜粋)

平成23年6月28日

「その他の各種業種」から分離・独立すべき業種

- ① 「その他の各種事業」と労災保険率が同一となる分離・独立は、労災保険制度の簡便な運営の観点から、その意義は小さいが、労働災害防止促進等の政策推進の観点から効果が見込まれるのであれば、当該業種を分離・独立させることについて検討すべきである。
- ② 「情報サービス業」については、精神障害等の労災保険の支給決定件数が多いこと(注)、過重労働に係る裁判例が見られること、労働者が増加して多数であることなどから、当該業種を分離・独立させることを検討するために、データの収集・整備を図るべきである。

(注) 平成22年度の精神障害等の労災保険の支給決定件数は、全産業で308件であったが、うち、「情報サービス業」では16件であった。

- ③ 「医療保健業」は、事業場数及び労働者数が約13万事業場数及び407万人と、「その他の各種事業」の中で最大の規模となっている。単純収支率は、「その他の各種事業」の中で平均的な水準であるが、「医療保健業」は、大きく「医療」と介護に代表される「福祉」に二分することができ両者の労働災害の発生状況には大きな違いがあると見られる。

こうしたことから、「医療保健業」の業種区分については、「医療」と「福祉」を分離してデータを収集・整備しその結果に基づいて、社会政策的な見地などを取り入れて検討すべきである。

- ④ 「洗たく、洗張又は染物の事業」は、「その他の各種事業」の中では災害率が高いこと、また、多量のクリーニングを行う工場が、労働基準法や労働安全衛生法では製造業として取り扱われていることから、労災保険の業種区分における取扱いについて検討すべきである。

また、検討に当たっては、クリーニング工場と取次店の実情(商取引の実態、事業場としての独立性、業界としての労働災害防止活動の取組状況等)を調査することも必要である。